第2部 環境の現況及び環境保全に関して講じた施策

第1章 自然と人との共存

第1節 自然環境の体系的保全

1 自然保護思想の普及啓発

近年の様々な環境問題に対処するためには、 自然の理にかなった方策で 環境と人との 絆を強め 環境を広く分かち合う「環境にや さしい文化」を創造する必要があります。

こうした新しい文化の創造に当たっては、 自然を大切にし、自然とふれあい、自然と調 和した活動を行う県民意識を育むことが大切 であるため、次のような施策を推進していま す。

(1)自然観察会の開催

県民が自然に対する理解を深め、自然を大切にしようとする心を育むため、県内各地でモデル的な自然観察会を開催し、自然教育を積極的に推進しています。

(2)自然観察リーダー研修会

県内各地で行われている自然観察をより有 意義なものとし、自然保護思想の普及と自然 教育活動を一層推進するため、自然観察会で リーダーとして活躍している自然観察指導員 等を対象にした研修会を実施しています。

(3)秋田県環境と文化のむら

里山の自然とのふれあいを通して人と自然 とのかかわりについて理解を深めることを目 的とした施設、「環境と文化のむら」では、専 門の職員を配置し、自然との正しい接し方、 自然の楽しみ方について指導に当たるほか、 定期的に自然観察会、講習会を実施していま す。

このほか、愛鳥週間、環境月間、自然に親 しむ運動、自然公園クリーンデー等の各種行 事を通じ自然保護思想の普及啓発に努めています。

2 自然環境保全地域等の指定・管理

(1)世界遺産白神山地

日本政府が平成4年10月世界遺産条約に基づき、登録を推薦していた「白神山地」は、 平成5年12月9日コロンビアのカルタヘナで開催された世界遺産委員会第17回通常会合において、世界遺産のクライテリア()に適合するものとして世界遺産に登録されました。

なお、クライテリア(選定基準)()は、 進化しつつある重要な地質学的プロセス、生 物学的進化及び人類と自然環境との相互作用 を代表する顕著な事例であるものとなってい ます。

白神山地の概要

原生的なブナ天然林が大面積にわたって純 林状態で維持されている世界的にも希少な地 域です。

当地域のブナ林内には、多種多様な植物群落が共存し、かつブナ林を背景として豊富な動物群が生息しています。

また、イヌワシ、クマゲラ等希少な動植物 が生息、自生しています。

世界遺産地域の指定・管理状況

表3のような地域指定や管理計画により、 白神山地の豊かな自然環境は大切に守られて います。

表 3 世界遺産白神山地地域別面積表

(単位:ha)

世界遺産管理地域	全体面積	16,971	核心地域	10,139	緩衝地域	6,832
世界遺産条約に基づく世界遺	秋田県	4,344	秋田県	2,466	秋田県	1,878
産管理計画)	青森県	12,627	青森県	7,673	青森県	4,954
自然公園法に基づく保護制度	全体面積	2,928	特別保護地区	295	特別保護地区	49
秋田白神県立自然公園)	秋田県	8	秋田県	0	秋田県	0
(秋山口神宗立日然公園) (津軽国定公園)	青森県	2,920	青森県	295	青森県	49
(明石渓流暗門の滝県立自然					特別地域	2,584
公園)					秋田県	8
A EU/					青森県	2,576
白神山地自然環境保全地域	全体面積	14,043	特別地区	9,844	普通地区	4,199
自然環境保全法)	秋田県	4,336	秋田県	2,466	秋田県	1,870
自然 吸 况体主体 <i>)</i>	青森県	9,707	青森県	7,378	青森県	2,329
白神山地森林生態系保護地域	全体面積	16,971	保存地区	10,139	保全利用地区	6,832
(保護林の再編・拡充につい	秋田県	4,344	秋田県	2,466	秋田県	1,878
て:長官通達)	青森県	12,627	青森県	7,673	青森県	4,954

(2) 自然環境保全地域の指定状況

本県には起伏の大きい山岳、岩礁海岸等変化に富む地形や様々な植生が分布し、優れた自然環境が形成されています。これら優れた自然のうち自然公園区域と重複しない地域を自然環境保全法及び秋田県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地域等に指定し、保護保全を図るとともに、県民の自然観察、自然研究の場として活用しています。

平成 17 年度末現在、自然環境保全地域は 17 箇所 5,039.924ha (うち特別地区は 2,828.94ha)、緑地環境保全地域は4箇所 434.8haです。

(3) 自然環境保全地域の管理

自然環境保全地域及び緑地環境保全地域に おいては、自然環境の保全のための現況調査 を行うと共に、巡視歩道や標識等の施設を設 置する事業を行っています。

平成 17 年度は、1 箇所の自然環境保全地域等において植物相、植生、動物相等の現況調査を行いました。また、2 箇所の自然環境保全地域において標識等の整備を行いました。

また、これらの地域では県自然保護指導員が、巡視を実施するとともに、立ち入り者等に対して自然保護上必要な指導を行っています。

(4)自然環境保全調査

「持続的」で「効果的」な自然環境の保全 と活用を図るため、動植物相や分布状況など の基礎的調査を継続的に実施し、自然環境の 現況把握に努めています。

また、継続的なモニタリングが必要な調査 等については、特に専門家に依頼してより詳 細な専門的調査を実施しています。

3 自然環境の保全管理

(1)自然環境管理計画

自然環境管理計画は、本県における自然環境の現況と評価を踏まえ、県民が広く自然とふれあえる環境づくりを実現するため、昭和61年度に策定したものです。

この計画は、県の自然環境保全行政の運営 指針となるもので、国や市町村に対しては誘 導的な役割を果たすとともに、県民や事業者 などに対しては理解と協力を求めながら、自 発的、積極的な活用を期待しているものです。

その内容は、自然環境の現況、評価、保全 目標及び管理指針から構成されています。

この計画では、県土を約1k㎡四方のメッシュ(県全体では、約12,000メッシュ)に区分し、植物的自然、動物的自然、景観、水辺環境をそれぞれ5段階評価するとともに、総合的にみた秋田の自然についても5段階で評価しています。

また、この管理指針は、自然環境の保全に 配慮しながら個別具体の事例に対処するガイ ドラインとなるものです。

(2)データバンク事業

野生生物の分布情報等を参照し、自然環境 へ配慮しながら各種事業等を行えるようにす るためデータバンクのシステム作成及び入力 を行っています。

(3)自然保護指導員

県内の自然環境の保全状況を把握するとと もに、その保全のための指導を行うため、自 然環境保全条例に基づき、自然保護指導員を 配置しています。

自然保護指導員は、自然環境保全地域の保全、自然公園の保護及び利用並びに鳥獣の保護、その他県内の自然の保護のための指導を行っており、平成17年度は78名が任命されています。

4 自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査は、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれており、自然環境保全法に基づき我が国の自然環境の状況を総合的、科学的に把握するため、おおむね5年ごとに国が都道府県等に委託して実施しています。昭和48年度に第1回基礎調査が始まり、平成11年度から第6回基礎調査が行われています(平成17年度は受託なし)。

表 4 自然環境保全地域等指定の概要

(平成18年3月末現在)

			((平成 18 年 3 月末現在)
	国自然環	境保全均	也 域	
		<	> 野生動植物保	護地区 ()特別地区
地区名	所 在 地	面積 (ha)	指定年月日	主な保全対象
		< 2,466 >		大規模プナ林及びイヌ
白神山地	藤里町鹿瀬内沢国有林	(2,466)	H4.7.10	ワシ、クマゲラ、ニホ
		4,336	-1 1_N	ンザル等
	県 自 然 環	境 保 全 ‡	也 域	
				()特別地区
地区名	所 在 地	面積(ha)	指定年月日	主な保全対象
南田利原	由利本荘市西沢字南由利原	(74.6) 191.8	\$49.11.2	湿原植物群落 草原植物群落
 ゅ	大仙市神宮寺字湯ノ台・大山市土川字小杉山沢ノ内小	(12.7)	S49.11.2	湿原植物群落 ハッチョウトンボ多産
	方角沢	53.4		地
とうし 冬師	にかほ市馬場字冬師山	32.4	\$49.11.2	湿地林 湿原植物群落
つゆくまさんきょう 露熊山峡	北秋田市阿仁荒瀬字粕内・ 阿仁水無字露熊	(22.2) 71.1	\$50.2.22	岩壁植生
展 ろ わきん 保呂羽山	横手市大森町八沢木字保呂 羽山	(10.5) 10.5	\$50.2.22	ブナ、ミズナラを主体 とする天然林
がりめき 刈女木	羽後町大字田代字明通山	33.8	\$51.3.30	湿原植物群落
はぐろさん 羽黒山	八峰町八森字羽黒下	5.1	\$51.3.30	暖地性植物
^{そでやま} 外 山	横手市山内大松川字外山・ 字外山水上	17.2	\$52.8.11	ブナ - ユキツバキ群落
^{voct} は 丁岳	由利本荘市鳥海町字丁森国 有林	(88.16) 88.16	\$53.1.24	プナを主体とする天然 林、亜高山性植物
ばんどりもり番鳥森	秋田市河辺岩見国有林	(126.83) 126.83	\$53.1.24	ブナ及びミズナラを主 体とする天然林
Settle	北秋田市栄字大沢鞍下	(0.65) 6.93	\$56.3.14	風穴植物群落
_{きんぼうさん} 金峰山	横手市平鹿町醍醐字獄平地 獄沢	(3.97) 21.93	\$56.3.14	ブナ - ユキツバキ群落
こまたふうけつ 小又風穴	北秋田市小又	(3.60) 21.283	\$57.5.1	風穴植物群落
まやかわ 親川	由利本荘市親川	(12.91) 16.67	S60.10.8 (H15.11.4 拡張)	│ タブノキ群落、ヤブツ バキ群落
で と bolth 出戸湿原	潟上市天王細谷長根	(2.74) 2.74	H15.11.4	湿原植物群落
かたきぬま加田喜沼	由利本荘市長坂字雷田中島	(4.0811) 4.0811	H16.12.3	湿原植物群落
計	16 地域	(362.9411) 703.9241		
	県 緑 地 環	境保全均	也 域	
地区名	所 在 地	面積(ha)	指定年月日	主な保全対象
ながきけいこく 長木渓谷	大館市大字茂内字鬼ヶ岱	238.0	\$49.11.2	渓流、露岩、自然林
今泉	北秋田市今泉字南部沢·字中 台·字造沢·字大堤·字大堤脇	37.5	S52.8.11	池沼、スギ林、広葉樹 林
せんやなみき 千屋並木	美郷町大字土崎	7.1	\$51.3.30	アカマツ、スギ並木
石沢峡	由利本荘市鳥田目・大梁・ 山内・東由利杉森	152.2	\$49.5.26	渓谷、ケヤキ林
計	4 地域	434.8		
合 計	21 地 域	5,474.7241		

5 秋田県版レッドデータブック

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生動植物について記載している本です。日本では 1980 年代後半から環境庁(現環境省)等が日本版レッドデータブックを刊行し、その後各県が県版レッドデータブックを刊行あるいは刊行準備中です。県では平成 10 年度から平成 12 年度にかけて「秋田県版レッドリスト(秋田県の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)」を発表しました。平成13 年度には秋田県版レッドリストの一部見直しを行い、秋田県レッドデータブックとして「秋田県の絶滅のおそれのある野生生物

2002 秋田県版レッドデータブック動物編」「同植物編」を刊行しました。県版レッドデータブックには動植物合わせて8分類群、1,235種が記載されています。

県ではこれらの情報を自然環境保全地域や 鳥獣保護区の指定、環境アセスメント等、野 生動植物の保護・保全等に活用していきます。 また、県版レッドデータブックを各 1,000 部 印刷し、県内市町村、高等学校、大学等関係 各機関に無償配布し、広く普及を図りました。

また、将来的な改訂等に向けた情報収集や調査を行っています。

表 5 秋田県版レッドデータブック掲載種数

平成18年3月末現在

										1 /3/2 10		/
カテゴリー					5惧種_					分布上		
/*5 #Y	絶滅種	野生 絶滅種			絶滅 危惧種	小計	準絶滅 危惧種	情報 不足種	地域 個体群		留意種	合計
分類群			IA類	IB類	II類							
ほ乳類	1	0	0	8	12	20	2	2	0	-	5	30
鳥類	0	0	6	6	20	32	50	19	0	-	0	101
は虫類	0	0	0	0	0	0	0	2	0	-	0	2
両生類	0	0	0	0	0	0	1	0	0	-	0	1
淡水魚類	1	0	5	4	7	16	8	1	2	1	0	28
昆虫類	3	0	30	29	27	86	46	45	1	-	8	189
陸産貝類	0	0	4	3	3	10	4	3	0	-	1	18
維管束植物	18	0	168	241	147	556	157	57	0	71	7	866
合計	23	0	213	291	216	720	268	129	3	71	21	1,235

6 野生鳥獣の保護

本県は、森林を主体に比較的豊かな自然環境に恵まれていることから、生息する野生鳥獣もクマゲラ、イヌワシ、カモシカ、ヤマネ等の貴重な種を含む多様な鳥獣相を保っています。

これら野生鳥獣の保護繁殖を図るため、県は鳥獣保護事業計画(計画期間5年間)を策定し、これに基づいて鳥獣保護区等の指定、生息状況調査、保護施設の整備等を推進しています。

(1)鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護に対する県民の理解を深めるため、 探鳥会の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出 等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発に努めて います。特に、5月10日からの愛鳥週間に は、小中学生を中心にポスター、巣箱の作品 募集や愛鳥モデル校を対象として五城目野鳥 の森、大潟草原鳥類観測ステーションでの探 鳥会を行っています。

(2) 鳥獣保護事業計画の推進 鳥獣保護区等の指定状況

鳥獣の保護繁殖を図るため、必要な地域について鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区等の設定を進めています。

平成 17 年度における県指定鳥獣保護区は森林鳥獣生息地 19 箇所 11,216ha、身近な鳥獣生息地 2 箇所 660ha、特別保護地区 6 箇所 260ha、休猟区は 25 箇所 37,152ha、銃猟禁

止区域 10 箇所 11,016ha の設定を行いました。 これにより、平成 17 年度末における鳥獣保 護区等の指定状況は、表6のとおりです。

鳥類分布調査

鳥獣の生息地として重要な森林、草原、湖沼等について、生息鳥獣類の実態を把握し、その環境と種の保護を図るため、昭和 46 年度から毎年度鳥類分布調査を実施していますが、平成 17 年度は八郎潟・八郎潟西部鳥獣保護区・石沢鳥獣保護区について実施しました。

また、ガン・カモ科鳥類の全国一斉調査として、平成 18 年 1 月 15 日に主要な越冬飛来地において生息状況の把握を行い、19,760羽を確認しました。

(3)鳥獣保護員

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、山野等において鳥獣の保護及び狩猟に関し適切な指導・監督を行うため、 鳥獣保護事業の具体的実施を補助する鳥獣保護員を配置しています。

鳥獣保護員は鳥獣保護区等の管理、鳥獣関係の調査、狩猟取締り等にあたっており、平成 17 年度は 72 人が任命されています。

表 6 鳥獣保護区の設定状況

平成18年3月末現在

					7112 10-								
		鳥獣	忧保護地区	(ha)		特別保護地区 (ha)						休猟区 (ha)	
指定 区分	箇所数	総 面 積	国有地	民有地等	水面	箇所数	総面積	国有地	民有地等	水 面	箇 所 数	総 面 積	
国	4	28,824	25,588	734	2,502	3	6,361	3,876	48	2,437			
県	171	111,273	49,423	56,014	5,836	40	7,943	5,442	2,127	374	76	117,876	
計	175	140,097	75,011	56,748	8,338	43	14,304	9,318	2,175	2,811	76	117,876	

(4)鳥獣保護センターの状況

野生鳥獣の生態調査の実施や、傷病野生鳥 表7 市町村別源泉数(浴用・飲用分) 獣の救護を図るために昭和 48 年に五城目町 に開設しており、愛鳥山荘や鳥獣保護舎、カ モシカ園等の主要施設が整備されています。 平成 17 年度の野生鳥獣の救護状況は、鳥類 が 65 種 211 羽、獣類が 8 種 32 頭です。また、 センターの利用者は 16,771 人となっていま す。

(5)カモシカの保護管理対策

県内におけるカモシカ分布域の拡大に伴い 農作物被害が多発していることから、平成 11 年度から平成 13 年度までの生息調査の結 果をもとに、平成 14 年度に被害の防止と適 切な保護管理対策を行うための特定鳥獣保護 管理計画を策定しました。

(6)ニホンザルの保護管理

白神山地周辺においてニホンザルによる農 作物被害が増大していることから、平成 14 年度から平成 16 年度までの生態調査をもと に、平成 17 年度に被害の防止と適切な保護 管理対策を行うための特定鳥獣保護管理計画 を策定しました。

7 温泉の保護と利用

(1)温泉の利用

本県は豊かな温泉資源に恵まれており、平 成 18 年 3 月末現在における温泉地は 124 地 域、浴用・飲用利用向けの源泉総数 501 箇所、 うち利用源泉数 357 箇所、未利用源泉数 144 箇所となっています。

市町村別源泉数は表7のとおりです。

宿泊施設は 309 施設で平成 17 年度の年間 延べ宿泊利用人員は 2,057 千人となっており、 保健休養の場として利用されています。

一方、地熱水の利用による発電、農林水産 業、温水プール等の他目的活用も図られてい ます。

(平成18年3月末現在)

市町村名	源泉数	市町村名	源泉数
秋田市	26	小坂町	3
能代市	7	上小阿仁村	4
横手市	32	三種町	7
大館市	32	八峰町	4
男鹿市	23	藤里町	3
湯沢市	67	五城目町	7
鹿角市	131	八郎潟町	2
由利本荘市	31	井川町	0
潟上市	3	大潟村	2
大仙市	30	美郷町	5
北秋田市	16	羽後町	1
にかほ市	14	東成瀬村	3
仙北市	48	県 計	501

(2)温泉の保護

許可等処理状況

温泉を保護するとともに、その適正利用を 図るため、温泉法に基づく許可等の処理状況 は表8のとおりです。

温泉保護地域等

本県では、過去及び現在において、源泉相 互間の影響が現れている地域、近年に温泉の 水位、温度の低下等の衰退現象が見られる地 域を温泉保護地域として定め、掘さく、増掘 等の規制を行っています。

また、全県的な温泉の保護及び利用に必要 な措置を講ずるため秋田県温泉保護対策要綱 を定め、温泉の恒久的な保護と適正利用の推 進を図っています。

国民保養温泉地

温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施 設の整備及び環境の改善が必要な地域である 八幡平温泉郷、田沢湖高原温泉郷、秋ノ宮温 泉が国民保養温泉地として定められています。

地熱開発地域環境調査

地熱開発の周辺既存温泉への影響等を調査

するため、次の調査が毎年継続的に実施されています。

(調査対象)

八幡平地域 5 源泉(昭和 52 年度から) 小安・秋ノ宮地域 9 源泉(昭和 53 年度から) 玉川地域 1 源泉(平成 2 年度から)

(調査時期)

年3回(5月、8月、10月)

(調査項目)

11 項目

(調査機関)

県衛生科学研究所

表 8 温泉法に係る許可状況調べ(過去5年間)

年度区分	13	14	15	16	17
屈さく	8	6	5	12	4
増屈	0	0	0	0	1
動力装置	5	3	3	9	3
温泉利用	38	34	31	75	73

第2節 自然とのふれあいの確保

1 自然公園の保護と整備

(1)自然公園の指定状況

本県には、十和田八幡平国立公園をはじめ 鳥海・栗駒・男鹿の3つの国定公園と田沢湖 抱返り県立自然公園等8つの県立自然公園が あり、県内の代表的な山岳、渓谷、海岸等の 景勝地12箇所が自然公園として指定されて います。その合計面積は129,301haで、県土 の約11%を占めています。

自然公園内においては、公園の保護及び利用のための規制又は施設に関する公園計画を定め、この計画に基づいて風致景観及び自然環境の保全と、適正な公園利用の推進を図っています。

なお、各自然公園の概要は表9のとおりです。

表 9 自然公園の概要

八国夕	北空年日日	問及士mT++々	五生	特 別	## Dil +#+#	並以及1中1 書	<u> </u>	地所有別		海北
公園名	指定年月日	関係市町村名	面積	保護地区	特別地域	普通地域	国有地	公有地	私有地	海域
十和田八幡平 国立公園	\$11.2.1 (\$31.7.10)	鹿角市、小坂町 仙北市(八幡平地区追加)	26,789	1,501	24,921	367	25,823	610	356	-
鳥海国定公園	\$38.7.24	由利本荘市 にかほ市	16,372	-	15,834	1	9,472	4,537	1,825	538
	\$43.7.22	湯沢市、東成瀬村	23,207	3,158	20,049	-	21,978	639	590	-
	S48.5.15	男鹿市	11,534	160	7,923	73	2,199	1,972	3,985	3,378
小計			77,902	4,819	68,727	440	59,472	7,758	6,756	3,916
田沢湖抱返り 県立自然公園	\$35.4.1	仙北市	7,477	-	6,186	1,291	5,881	212	1,384	-
八森岩館 県立自然公園	\$39.7.16	八峰町	2,179	-	935	68	66	718	219	1,176
きみまち阪 県立自然公園	\$39.7.16	能代市	599	-	543	56	67	86	446	-
森吉山 県立自然公園	\$43.10.1	北秋田市	15,214	•	14,586	628	14,801	181	232	-
太平山 県立自然公園	\$47.7.15	秋田市、五城目町 上小阿仁村	11,897	-	11,897	1	10,452	-	1,445	-
田代岳 県立自然公園	S50.1.11	大館市	1,855	-	1,855	-	1,855	-		-
真木真昼 県立自然公園	\$50.1.11	大仙市、美郷町	5,903	-	5,873	30	5,312	51	540	-
秋田白神 県立自然公園	H16.8.24	八峰町、藤里町	6,275	-	4,106	2,169	3,765	2,201	309	-
小計			51,399	-	45,981	4,242	42,199	3,449	4,575	1,176
合計			129,301	4,819	114,708	4,682	101,671	11,207	11,331	5,092

(2)自然公園の保護と管理

自然公園管理員

自然公園の管理の充実のため 20 名の自然 公園管理員を配置しています。自然公園管理 員は、自然公園を巡回し、高山植物の盗採等 違反行為の防止、施設の維持管理や公園利用 者のマナー指導等の業務を行っています。 また、高山植物の盗採の多い夏期には、八幡平、駒ヶ岳、栗駒山地区において、岩手県、地元市町村、森林管理署等とともに合同のパトロールを実施しています。

なお、自然公園管理員の配置状況は表 10 のとおりです。

表 10 自然公園管理員配置状況

平成 18 年 3 月末現在

			平成 10 年 3 月末現任
自然公園名	配置人員	管理区域	関係市町村
		八幡平	鹿角市 仙北市
十和田八幡平国立公園	3	玉川 焼山	仙北市
		南八幡平	仙北市
		川原毛 秋の宮	湯沢市
栗駒国定公園	3	須川 焼石岳	東成瀬村
		泥湯 小安	湯沢市
男鹿国定公園	2	寒風山·五里合	男鹿市
力化型化公园	_	真山·入道崎	男鹿市
		鳥海 矢島	由利本荘市
鳥海国定公園	2	象潟山岳部	にかほ市
		象潟海岸部	にかほ市
田沢湖抱返り県立自然公園	2	田沢湖	仙北市
四次例记题:朱立日然公园		抱返り	仙北市
真木真昼県立自然公園	1	全域	大仙市
· 英小英亞尔亚日然公园	ı	土%	美郷町
太平山県立自然公園	2	太平山北部	五城目町 ·上小阿仁村
		太平山南部	秋田市
森吉山県立自然公園	2	森吉	北秋田市
林日山东立日然公园		阿仁	北秋田市
田代岳県立自然公園	1	全域	大館市
きみまち阪県立自然公園	1	ニッ井・藤里	能代市
秋田白神県立自然公園	Į.	一ノ开豚土	藤里町
八森岩館県立自然公園	1	全域	八峰町
秋田白神県立自然公園	'	八森·峰浜	/ \m+□]
合計	20		

美化清掃活動等

自然公園は主に山岳や海岸部に位置するため、効果的な清掃活動が難しく、各市町村ともその対策に苦慮しています。このため、地元に清掃団体を育成し、国立公園にあっては、国からの委託の外、県及び関係市町がそれぞれ基準事業費の約1/4を負担し、その他については、県は基本的に関係市町村が補助する額の1/2を負担して、自然公園内における美化清掃活動を行っています。県が清掃活動事業に補助を行っている清掃団体は、表

11 のとおりです。

なお、これらの団体とともに清掃活動の充 実と美化意識の向上を図るため、清掃登山等 のボランティア団体の育成や支援を行ってい ます。

また、登山道の刈払い、各種標識類の整備等を行い、利用者の安全の確保に努めています。

表 11 清掃活動事業費補助金交付団体一覧

平成 17 年度

公園名	補助事業団体名	関係市町村	設立年度	補助金額 (千円)
十和田八幡平	(社)十和田湖国立公園協会	鹿角市 小坂町	昭和 45	337
国立公園	八幡平を美しくする会		45	823
国立公园	八幡平支部	鹿角市	45	486
	南八幡平支部	仙北市	48	337
鳥海国定公園	鳥海国定公園を美しくする会	にかほ市	51	225
	湯沢市栗駒国定公園を美しくする会	湯沢市	55	225
栗駒国定公園	雄勝自然を美しくする会	湯沢市	平成 11	225
大明四足 五图	栗駒を美しくする会	湯沢市	9	225
	栗駒国定公園を美しくする会	東成瀬村	12	225
男鹿国定公園	男鹿を美しくする会	男鹿市	昭和 62	750
田沢湖抱返り	田沢湖町山と湖を美しくする会	仙北市	50	225
県立自然公園	田沢湖を美しくする会	仙北市	55	225
真木真昼 県立自然公園	真木真昼県立自然公園を美しくする会	大仙市 美郷町	56	225
八森岩館 県立自然公園	八森の自然を美しくする会	八峰町	平成 5	225
森吉山 県立自然公園	NPO 森吉山ネーチャー 協会	北秋田市	6	225
	県立自然公園森吉山を美しくする会	北秋田市	6	225
	合 計	·		4,385

許認可状況

自然公園内においては、自然景観及び自然 環境の保全を図るため、保護計画に基づいて 公園区域を、特別保護地区、特別地域(第1 種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地 域)、普通地域に区分し、公園内で行われる 各種行為について許可又は届出制度により規 制しています。

なお、平成 17 年度の各種行為の処分状況

は表 12 のとおりです。

また、国立公園においては、許可権限の一部が国から県知事に委任されておりましたが、平成 16 年度からは全て国が処理することとなっています。国定公園においては県知事が処分権限を有しています。県立自然公園においては、一部を除いて市町村長に処分権限を委任しています。

表 12 平成 17 年度自然公園内の許可等処理状況

	地域		特	別の	ま 護	地	X				特	別	į į	也 :	域			
	行為		採土取石	捕動 獲物		形土 状地	採植 取物	小	新工改作	伐木 採竹	採土 取石	設広 置告	集物 積の	形土 状地	の指 採定	色工彩作	小	計
公園		増物築の	の	の	置物	変の 更	等の	計	増物築の	等の	の	等物の	等	変の 更	取植 物	変物 更の	計	
国定	公園	0	0	0	0	0	2	2	44	2	7	6	1	2	4	0	66	68
県立	公園	0	0	0	0	0	0	0	16	3	2	4	0	3	1	0	29	29
合	計	0	0	0	0	0	2	2	60	5	9	10	1	5	5	0	95	97

特定民有地の公有地化

県内の自然公園には、約 12 千 ha の民有 地が包含されておりますが、このうち優れ た自然景観を有する地域や学術的に貴重な 地形・動植物等の分布する地域は、特別保 護地区や第 1 種特別地域に指定され、その 保護保全が図られています。 これらの地域においては、私権との調整を十分に図る必要があるため、必要に応じ県が民有地を買上げ、土地の公有地化を図ってきており、その合計面積は 170ha 余りに達しています。

なお、これまでに土地の公有地化が実現 している地区は、表 13 のとおりです。

表 13 特定民有地買上げ事業実績一覧

平成 18 年 3 月末現在

年度	公園名	地区	保護計画	面積(ha)	事業費(千円)
52	男鹿(定)	寒風山	第 1種特別地域	40.19	169,304
53	男鹿(定)	寒風山	第 1種特別地域	26.16	112,921
55	男鹿(定)	寒風山	第 1種特別地域	78.12	355,422
57	男鹿(定)	戸賀 ・入道崎	第 1種特別地域	21.60	106,547
58	男鹿(定)	寒風山	第 1種特別地域	7.91	37,196
		合 計		173.98	781,390

(3)自然公園の利用

利用状況

自然公園内での適正な利用の推進を図るため、公園計画に基づいて利用のための各種施

設の整備を図っており、それらの施設を活用して、風景及び自然探勝、温泉利用、登山、キャンプ、スキー等様々な公園利用がなされており、その利用状況は表 14 のとおりです。

表 14 自然公園の利用状況

(単位:千人)

	公園別 \ 年	H11 年	H12 年	H13 年	H14 年	H15 年	H16 年	H17 年
国	立公園(十和田八幡平)	4,247	4,116	3,950	4,141	4,152	4,065	3,863
国	定公園	4,241	4,118	4,089	3,844	3,673	4,217	3,932
	鳥海	1,239	1,248	1,225	1,121	924	913	871
	栗駒	864	834	892	849	835	868	839
	男鹿	2,138	2,036	1,972	1,874	1,914	2,436	2,222
県	立自然公園	2,481	2,539	2,688	2,566	3,205	2,780	2,890
	田沢湖抱返り	1,445	1,413	1,589	1,484	1,583	1,207	1,354
	八森岩館	139	149	132	96	503	494	498
	きみまち阪	500	482	458	444	475	178	177
	秋田白神						261	237
	森吉山	188	219	217	251	384	302	219
	太平山	79	69	78	78	70	159	213
	田代岳	62	59	48	46	28	29	34
	真木真昼	68	148	166	167	162	150	158
	計	10,969	10,773	10,727	10,551	11,030	11,062	10,685

利用者指導

自然公園内における適正利用の普及・啓発 を図るため、様々な指導普及活動や自然探勝 路等の施設整備を行っています。特に、自然 保護及び自然公園思想の普及啓発を図る中心 的な施設として、ビジターセンター(博物展 示施設)等の整備に努めています。

現在まで整備されているビジターセンター は表 15 のとおりです。

表 15 ビジターセンター一覧

平成 18 年 3 月末現在

公	園名	地区名	整備年度	延床面積	建築主体	備考
		八幡平	平成 13	802 m²	環境省	
十和田八幡	平国立公園	玉川	平成 9	803 m²	県	
		駒ヶ岳	平成 17	512 m²	県	H18年6月開館
鳥海国定公	责	鉾立	昭和 60	378 m²	県	
秋田白神県	立自然公園	素波里	昭和 58	375 m²	県	

(4)公園施設の整備

自然公園の保護と適正な利用の推進を図る ため、国の直轄及び補助事業並びに県単独事 業により公園計画に基づく各種利用施設の整 備や既存施設の維持更新を図っています。

なお、平成 17 年度における施設整備の概要は表 16 のとおりです。

表 16 平成 17 年度自然公園施設整備の概要

公園名	施設名	施設内容					
	田沢湖高原駒ヶ岳線歩道	石張リ歩道 84.1m ロープ柵工 249.0m					
十和田八幡平国立公園	後生掛歩道整備	橋梁工修繕 1橋					
	黒湯乳頭線木橋整備	橋梁工(木橋) 1橋					
男鹿国定公園	公園施設改修	公衆 イン 1棟 (改修)					
	中島台公衆 イレ新設	公衆 イレ 1棟 (新設)					
鳥海国定公園	大清水避難小屋	壁板補修 1式					
	法体の滝展望台改修	展望台改修 1式					
栗駒国定公園	川原毛園地	防護柵 144.8m					
	神室橋梁整備	吊D橋修繕 2橋					
	小又峡步道整備	木道工 16m 木橋 2橋					
森吉山県立自然公園	ブナ森公衆 1イレ改修	公衆 イン 1棟 (改修)					
	立川橋修繕	橋梁工修繕 1橋					
太平山県立自然公園	馬場目岳避難小屋	トイレ付き避難小屋 1棟(新設)					
	丸舞登山道整備	木道工、木橋等 1式					
田代岳県立自然公園	登山道整備	木道工 582.0m					

(5)東北自然歩道(新奥の細道) 整備目的

東北自然歩道は、東北のすぐれた風景地等を巡るため、国により東北6県にわたって整備された歩道です。この歩道は、多くの人々が四季を通じて手軽にかつ楽しくすぐれた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然、歴史、文化にふれ、自然保護意識の高揚を図ることを目的として整備されたものです。

秋田県の概要

一周ルート

山形県境のにかほ市象潟町三崎を起点として青森県境の八峰町須郷岬までの799.2 kmのコース。全体を1日で歩行可能な50のコースに分けています。

にかほ市から由利本荘市にかけては日本海沿いに整備され、芭蕉ゆかりの地を含むコースです。由利本荘市からは内陸部の横手に向かい、さらに横手盆地の東端を北上し、田沢湖から乳頭温泉に至る里山や渓谷を訪ねる道が続きます。

田沢湖からは東北の小京都といわれる角館を通り、雄物川に沿って水を訪ねる道が秋田市まで続き、さらに男鹿半島から能代山本地方の海岸を歩く道が青森県境まで続きます。

(主要経過地点)

三崎公園・蚶満寺・観音潟・仁賀保高原・望海の丘・西目海岸・二十六橋・石沢・桧山峠・八塩山・三ツ森山・沼館橋・金峰山・いこいの森・三貫堰・湧わく通り・仏沢・大台・真木渓谷・回顧の滝・抱き返り渓谷・蟹湯・潟尻・角館武家屋敷・小倉田・大台・蟹湯・高尾山・白根沢・国見山・大森山・三吉神社・館山・出戸海岸・風の松原・檜山城跡・ポンポコ山・岩館海岸

旭川ルート

秋田市添川長田から秋田市太平仁別まで7.2 kmの1日コースです。

秋田市に近接した旭川の清流を歩く道です。 (主要経過地点)

長田 - 山内 - 藤倉 - 仁別

路線概要

- ・路線総延長 799.2 km 幹線 49 路線総延長 527.8 km 支線 1 路線総延長 7.2 km 連絡路線(41 路線) 264.2 km
- ・総事業費 約7億円
- ・事業実施期間 平成2年度から平成8年度まで (7か年)
- ・路線の特徴

今まで点的に利用されていた自然資源 (観光的価値のあるもの)・歴史・文 化・施設資源・レクリエーション施設地 区・展望地・温泉地・自然公園・ふるさ と資源(祭りやイベント等)等の各種資 源を一つのルートで結合し、1日で歩行 可能な距離(20 km程度)のコースを単 位として構成しています。

関係市町村(12市町村)

にかほ市、由利本荘市、横手市、美郷町、 大仙市、仙北市、秋田市、潟上市、男鹿市、 三種町、能代市、八峰町

2 森林の総合利用

心のゆとりやリフレッシュ、健康志向の高まり、週休二日制など余暇時間の増大、環境問題に対する関心の高まりなどに伴って、森林をエリアとしたレクリエーションや野外活動、さらには、自然観察会などのエコツアーがブームになるなど、森林に対するニーズが多様化してきているなかで、森林のもつ保健休養などの機能を活用した県民の森やキャンプ場などの森林総合利用施設の整備を進めています。これらの施設は豊かな資源を活用した観光・レクリエーションの場として、地域活性化にも寄与しています。

また、植樹祭、森林祭、「緑の募金」街頭 キャンペーンなど各種の緑化推進運動を通じ て県民と森林とのふれあいの強化を図ってい ます。

森林を利用した総合施設の整備状況は表 17 のとおりです。

表 17 森林総合利用施設の整備状況

名 称	箇所	摘 要
いこいの森	47	
立県百年の森	1	能代市
森林総合利用	40	林業構造改善事業
林怀総口利用	40	森林空間総合整備
生活環境保全林	41	治山事業
県民の森	1	仙北市
樹園地	3	鹿角市、秋田市
他 园 地	3	仙北市
学習交流の森	1	学習交流館場内
子百文派の林	ı	秋田市)
体験の森	1	ぶなっこラント内
	·	(/\峰町)
合 計	135	

第3節 農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上

1 環境と調和した農業の推進

近年、地球規模での環境問題が取り上げられており、大気、水、土壌等の自然生態系との関わりの中で営まれている農業においても、環境への負荷の低減が重要な課題となっています。

もともと農業は、水資源のかん養、洪水の 調節などの県土保全、有機物などの土壌還元 による生態系の保持などに大きな役割を果た しています。

また、消費者の関心は、「安心して食べることのできる農産物へ」と変化してきています。

こうしたことから、これからは、農業の有する自然循環機能を生かすとともに、環境への負荷をできるだけ軽減するなど、環境と調和した農業を推進していく必要があります。

このため、県では、平成 11 年 7 月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、県の指針や計画を策定し、農業者等への啓発・普及を図りながら、環境と調和した持続性の高い農業を積極的に推進していくこととしています。

平成 12 年度からは、持続農業法に基づき、 土づくり、減化学肥料、減農薬など環境に配 慮した農業生産方式に取り組む農業者を知事 が認定する「エコファーマー」制度が開始さ れました。



エコファーマーマーク

平成 17 年度は 181 人のエコファーマーが認定され、平成 18 年 3 月 31 日現在の認定者数は 471 人です (表 18)。

表 18 エコファーマー認定者 (平成 18年3月末現在)

,	鱽	定	年	夿	메	`
<	EK.	ᄮ	4	ሎ	וית	_

<u> </u>										
人数(人)										
8										
104										
178										
181										
471										

<項目別>

項目	人数(人)
水稲	55
野菜(葉)	45
野菜(果)	363
野菜(根)	3
果樹	3
豆類	2
合計	471

認定期間は5年間

なお、あきた 21 総合計画で「環境と調和する持続性の高い農業の推進」という施策目標を掲げ、平成 22 年度までに 47 のJA生産部会が集団として、丸ごとエコファーマー認定を受けるよう計画的に推進しています。

また、有機物の積極的な活用による土づくりを基本にして、過度の化学肥料や化学農薬等に頼らず、これを効率的に利用し、環境への負荷をできるだけ軽減した農業を全県的に定着させていくため、持続性の高い農業の展開に係る県の基本的な考え方を提示し、環境に配慮した栽培技術に関する情報を提供するとともに、県内各地でその実証展示を行っています。

使用済みの農業用ビニール等については、 地域ぐるみの問題として取り上げ、県内全市 町村で組織的回収が実施されているほか、資 源の有効利用を図るためサーマルリサイクル やマテリアルリサイクルへの取り組みも進ん でいます。

さらに、消費者ニーズの高い有機農産物などを生産するため、堆肥供給施設の設置など 条件整備の事業も計画的に実施しています。

2 森林の保全

森林は、木材の生産という経済的機能のほか、水源のかん養・土砂崩壊の防止や保健休養などの公益的機能を有しています。特に近年は公益的機能について県民の関心が高まっています。

本県は、森林の面積が 82 万 2 千 ha (県土 面積の 71%)、蓄積が 1 億 4 千万? となって いるなど、全国でも有数の森林県です。

概要は表 19 のとおりです。

表 19 森林の概要 (平成 17年3月末現在)

(単位:面積千 ha・蓄積千?)

区分	面積	蓄積							
	山竹	総 数	針葉樹	広葉樹					
国有林	376	50,870	26,474	24,396					
民有林	446	92,874	67,727	25,143					

(1)林地開発

林地開発許可制度は、林地の適正な利用を 図ることにより、森林の持つ公益的機能を維 持することを目的としています。近年、国民 生活や経済活動の高度化に伴い森林を保健休 養の場として利活用することに対し県民の期 待が高まるとともに、林業・山村側からも森 林を多面的に利用して地域の活性化を図る動 きがありますが、環境問題・水問題などへの 懸念も出てきています。このような森林の利 用と環境保全との調整を図るため、本制度の 適正な運用に努めています。

最近の許可状況は表 20 のとおりです。



生物多様性の確保のため、広葉樹を尾根部に残した森林

表 20 林地開発の許可状況

(上段() 書きは件数、下段は面積・単位ha)
用工用学等園の住別 ポック 農 + 又窓

年度	的	総	数	R地の造成	-場事業場	E地の造成	- 校博物館	等の造成	園・運動場	の設置	住宅用地	造 成	別荘地の	造成	Tルフ場の	の設置	ジャー 施設	造 成	農用地の	採取	土石の	197	路の新築	そ の 他	
		(55)		(2)		(1)		(5) 24		(2) 59				(1)		(2)			(2	25)		4)	(3)	
10			386		18		4		24		59				81		4				00		90	6	
			44)		(5)				(2) 22		(3)						(1)		(1)		19)		1)	(2) 13	1
11			361		11				22		17						2		5		32		59	13	í
			43)		(2)						(5) 66						(2)			(19)	(1	1)	(4) 14	1
12			280		21						66						6				44		2 <u>9</u>	14	ŀ
			45)		13)												(1)				19)	(1	2)		
13			469	2	267												2			1	02		9Ŕ		l
			40)		(5)				(2)				(1)								17)	(1	2)	(3)	١
14			515	_ 2	263				20				3							1	56		64	9	
			32)								(1)								(2)	(15)		8)	(6)	١
15			397								1								3		86		43	264	1
		(26)		(3)						(1)								(1)	(15)	(5)	(1)	
16		2	272		24						38								23	1	06		72	9	1
		(24)		(2) 13															(12)	(8) 19	(2) 20	١
17			249		13														_		97			20	1
許適月	Ħ	(15)		(1) 3															(11)		1)	(2) 20	١
=		Ľ	128		3																95		10	20	1
ᆝᇪᆌᅖᄱ	外		(9) 121		(1) 10																(1) 2	(7) 09		
巾 (協設	噩)	1 1	121	i	10									i		i			- 1		21	1	<u> 19</u>		ı

許可制の欄は17年度中の許可・協議の内訳である)

(2)保安林

本 県 の 保 安 林 面 積 は、民 有 保 安 林 が 85,607ha、国有保安林が 364,366ha で併せて 449,973ha となっており、全森林面積の 55% を占めています。

保安林は、水源のかん養や山地災害の防止、 保健休養等、公益的な諸機能を持っており、 県民の安全な暮らしを守るため、計画的な保安林の整備を図っています。日本の自然百選の一つである能代市の「風の松原」は飛砂防備保安林に、日本の名水百選となっている六郷町の「湧水群」の源は水源かん養保安林にそれぞれ指定されています。

保安林の概況は表 21 のとおりです。

表 21 保安林の概況

(単位:件·ha)

													(-	<u> </u>		
	保安林	種別		総	数		水源かん	養保安林		土砂流出	防	備保安林	土砂崩壊防備保安林			
所有	形態		箇	所	面 積	筃	所	面	積	箇 所	面	ī 積	箇 所	面 積		
民	有	林		(134)	(4,052)		468	58,19	26	837	Ţ	19,736	603	885		
	· FI	171	1	2,485	85,607		400	50,13	90	037		19,730	003	003		
E		林		(54)	(29,181)		201	222 04	15	(9)		(4,556)	(1)	(18)		
国	有	孙		328	364,366		201	333,0	ı	74		26,805	2	93		
	保安林	種別		飛砂防	備保安林		保健化	保安林		7	. ග	他				
所有	形態		箇	所	面積	筃	所	面	積	箇 所	面	積				
民	有	林		100	1,721		(132)	(4,03	5)	(2)		(17)				
-	Ħ	11		100	1,721		1		2	476		5,067	()は兼種(保安林		
田		林		14	731		(41)	(24,37	9)	(3)		(228)	(平成17年月	度末現在)		
国	有	ተ ጥ		14	731		`13	1,08	3Ś	24		2,637				

(3)松林の保全

本県の海岸線 263km には、飛砂防備や防風、保健休養の面で重要な役割を果している松林が広がっており、この県民共有の財産を守るため、松くい虫の早期発見・早期防除に努めています。

しかし、昭和 57 年に象潟町で初めて松くい 虫による被害が確認されてから次第に被害地 域が拡大し、平成 17 年度には 22 市町村に及んでいます。

また、平成 17 年度の被害量は、27,510 ? で近年減少傾向にありますが、沈静化には至っておらず、依然として予断を許さない状況 にあります。

松くい虫による被害状況は図2のとおりです。

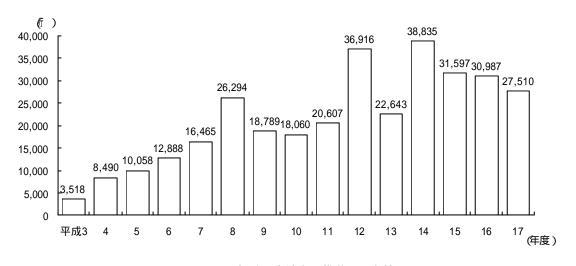


図2 松くい虫被害の推移(民有林)

(4)林野火災の防止

林野火災については、予防思想の普及・啓発に努めるとともに、火災被害を最小限に抑えるため空中消火体制を整備しています。

平成 17 年の火災発生状況は、前年より 8 件減少し 24 件の発生で、被害額は 1,407 千円となっています。

林野火災の状況は表22のとおりです。

表 22 林野火災の状況

(単位:ha、千円)

	総数				たきり	〈		たばる			火入	n	その他			
年次	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害	
H8年	47	39	19,695	6	0	7	5	2	312	9	3	4,754	27	34	14,622	
H 9年	65	14	6,973	13	2	428	4	0	ı	15	2	2,093	33	10	4,452	
H10年	31	6	3,287	4	1	148	1	0	1	6	1	1,428	20	4	1,711	
H11年	71	15	6,116	20	4	702	5	2	2,018	11	2	931	35	7	2,465	
H12年	36	8	1,333	6	1	355	3	0	30	2	1	160	25	1	788	
H13年	83	137	64,528	12	5	2,451	7	8	792	12	14	4,580	52	110	56,705	
H14年	48	20	25,652	6	3	7,065	5	2	6,963	4	2	1,142	33	13	10,482	
H15年	43	23	11,144	6	12	5,455	3	0	177	9	4	992	25	7	4,520	
H16年	32	109	33,113	4	2	2,337	2	0	793	4	103	27,620	22	4	2,363	
H17年	24	115	1,407	2	10	134	•	•	1	-	-	-	22	105	1,273	

(5)森林の多様な機能の発揮

森林については、「資源の循環利用林」、「水土保全林」、「森林と人との共生林」を森林整備の基本方向として、自然条件や役割に応じた森林づくりを目指すとともに、北東北3県の連携による「緑のグランドデザイン」に基づき、生物多様性を保全する「緑の回廊」を設定し、森林の持つ多様な機能の維持・管理を図ります。

また、将来にわたり豊かな水と緑に囲まれた秋田を創造していくため、平成 15 年 4 月に「水と緑の条例」を施行し、その趣旨に沿って、秋田の豊かな自然や風景を守り育むことの大切さを県民の方々に深く理解していただくための方策や、自然環境の保全のための様々な取組について、長期的な方向を示す「水と緑」の基本計画を策定しました。

この計画に基づいて、息の長い県民運動を 展開し、生態系のバランスが保たれた美しい 「水と緑の秋田県」の実現に向けて取り組ん でいきます。

3 自然環境に配慮した漁業施設の整備

(1)漁港周辺の環境状況

漁港は水産物の陸揚げ、出漁準備、休憩及び台風等からの避難の場といった機能を併せ持ち、これらの機能を発揮するために備えるべき第一の条件は、港内の波浪を最小限に抑えて静穏を保つことです。しかし、静穏を求めるあまり、漁港内外の海水交流が抑制され、港内の水質悪化が問題となっています。

また、漁港周辺には漁業生産上重要な岩礁 域が広がり、この岩礁域には小型の海藻類を はじめとしてホンダワラ類等の藻場が分布し、 アワビやウニなどが生息しており、大切な漁 場として地域の漁業者に利用されています。 また、本県の重要な水産資源であるハタハタ の産卵場でもあり、多くの魚種にとっての稚 仔魚の生育の場としても重要な機能を持って います。

このため、漁港の整備計画でも、防波堤の 築造に伴う外海水の遮断を防ぎ、港内を清浄 に保てる構造にすることや、埋め立てなどに より失われる岩礁域の機能を回復するととも に、漁場への影響を最小限にする自然と調和 (3)実施状況 した漁港づくりが求められています。

(2)事業の目的

漁港整備事業では、これまでも周辺環境と の調和に努めてきましたが、今後一層高まる と予想される環境保全への要請に的確に対応 し、また「資源管理型漁業」の推進により良 好な資源水準を維持しながら沿岸域を有効に 活用していくため、自然環境との調和や周辺 環境への影響を緩和する構造物、工法などの 採用を積極的に推進します。

この事業は次の流れで進められています。

周辺環境等の調査

- ・周辺環境調査
- ・工法の検討

海水交流の促進・水質の保全

・海水交流機能を有する防波堤の整備

周辺の自然環境等に配慮した漁港施設の整備

・水産動植物の生物、繁殖が可能な防波堤、 護岸等の整備

整備後の追跡調査の実施

・採用した構造、工法の適用性の検証、実施 前後の比較等を行い、事例の収集、技術的 知見等の蓄積を図る。

平成 17 年度末現在の実施状況は次のとおり です。

金浦漁港(にかほ市)



事業主体:秋田県

事業目的:磯根資源(アワビ・イワガキ)

への影響の緩和及び海水交

流 (中間育成水面)の促進

対象施設名:防波堤(A)、防波堤(B)

工法:潜堤付き孔空き防波堤

八森漁港(八峰町)



事業主体:秋田県

事業目的:ハタハタの産卵場所となる藻

場への影響の最小化及び

新たな産卵藻場の確保

対象施設名:護岸、防波堤 工法:離岸式消波工の防波堤

第4節 快適環境の確保

自然と人とが共存できる社会構築の一環として、緑が身近に感じられる、 快適な都市環境を確保・創出するとともに、県民の心のよりどころとなる 自然景観、歴史的・文化的遺産の保全を行うなど、快適環境の保全・創出のための施策を行っています。

1 快適な都市環境の確保・創出

(1)都市公園の整備

近年の都市化の進行に伴い都市の緑が少なくなっており、緑が身近に感じられる都市空間の保全・創出が求められています。

このことから、スポーツ、文化活動など快 適な生活環境を提供すると同時に、公害の緩 和、災害時の避難場所としての機能を持つ都 市公園の整備を進めています。

本県の都市公園の整備状況は、平成17年度 末で535箇所、1,418haで、都市計画区域人口 一人当たりの公園面積は17.6㎡となっていま す。

(2)河川・海岸の環境整備

近年、河川の環境に対する要請は、都市化の進展や生活活動の拡大など様々な社会状況の変化により多様化してきています。この地域社会の要請にこたえるため、従来の河川事業における洪水氾濫防止及び、海岸事業における侵食防止機能に加え、下記の各種事業を実施し、河川・海岸の環境保全と創造に努めています。

多自然川づくり

生物の生息・生育環境や地域の景観等へ配慮し、自然環境を保全あるいは創出する「多自然川づくり」を各河川整備で実施しています。

たとえば、河川整備に伴い、瀬と淵の保全 や護岸の緑化等を実施することにより、魚介 類の生息・産卵場所の保全や植物が復元でき る水辺空間を創出します。

また、平成2年度からは、多自然川づくりの基礎資料となる「河川水辺の国勢調査」に

より、魚介類の生育調査を実施しています。

ふるさとの川整備事業

周囲の自然環境、社会環境、歴史的背景などを考慮した水辺空間整備を、まちづくりと一体的に整備しています。平成11年度に丸子川(旧大曲市)が、平成13年度に横手川(横手市)が完成しています。

桜づつみモデル事業

堤防の強化を図るとともに、堤防上に桜の 木などを植樹し、緑豊かなやすらぎのある水 辺空間を形成しています。

平成3年度に子吉川(旧本荘市)、5年度に米代川(旧二ツ井町)、雄物川(旧大雄村)、子吉川(旧由利町)、6年度に米代川(旧田代町)、岩見川(旧河辺町)、11年度に藤琴川(藤里町)、12年度に玉川(旧角館町)、阿仁川(旧森吉町)で完成しています。

河川環境整備事業

河川やその自然環境に親しむため、河川公園・広場などのレクリエーション施設を整備しています。皆瀬川(湯沢市)で実施中です。

海岸環境整備事業

海岸の安全なレクリエーション空間の保全 や、波浪による侵食被害を防止するとともに、 環境、景観、親水性に配慮した護岸整備や人 エリーフの設置をしています。琴浜海岸(男 鹿市 旧若美町)で実施中です。

河川環境管理基本計画

河川空間や水環境の適正な保全と利用に関する施策を、水系及び地域の特性を踏まえ、 総合的かつ計画的に実施するための指針として策定しています。

この計画は、河川空間管理と水環境管理の 二つから構成されるものですが、その中の河 川空間管理について、一級河川(雄物川、米代 川、子吉川)は国土交通省で策定済です。

また、二級河川については、白神山地・八郎湖・鳥海山麓・出羽丘陵周辺の河川は策定済です。

(3)生活環境保全林の整備

県民が安全で安心して暮らすため、森林の 担う役割は大きくなっています。特に森林は 最も身近なやすらぎや潤いを与える場所とし て期待されています。

このため、都市周辺の森林において、国土 保全機能や水源かん養機能の向上を図りなが ら保健休養機能やレクレーション機能などの 森林の公益的な機能を総合的に発揮すること ができる森林(生活環境保全林)としての整 備を積極的に進めています。

本県の整備状況は、平成 17 年度末で箇所数は 41 箇所、面積は 1,780ha となります。

2 自然景観、歴史的・文化的遺産の保全(1)景観の保全

本県の豊かな自然に恵まれた景観やのどかな風景を守り、心のなごむ県土を将来に引き継ぐために、「秋田県屋外広告物条例」や「秋田県の景観を守る条例」を制定し、これらの条例に基づき規制や指導を行い、地域特性に応じた良好な景観の保全・創出を推進しています。

表 23 秋田県の景観を守る条例に基づく届出件数

年度	件数
平成 6	93
平成 7	97
平成 8	112
平成 9	109
平成10	88
平成11	68
平成12	60
平成13	54
平成14	28
平成15	64
平成16	55
平成17	75
合計	903

(2)歴史的・文化的環境の保全

県民文化の基盤を形成している由緒ある史跡や町並みなどを保存して、ふるさとのすぐれた歴史的・文化的遺産を県民共通の財産として次の世代に継承していくために、「文化財保護法」や「秋田県文化財保護条例」に基づいて、文化財の指定や保護を進め、豊かで地域的な特色をもつ歴史的・文化的環境の保全と活用に努めています。

この基本方針に基づき、心豊かな生活を求める県民のふれあいの場、地域学習の場として活用できる歴史的環境の整備と自然環境の保全を進めています。平成17年度の主な事業実績は次のとおりです。

建造物の保存修理・防災施設設備

- ・重要文化財旧黒澤家住宅(秋田市) 屋根葦替・部分修理
- ・重要文化財鈴木家住宅(羽後町) 屋根葦替・部分修理
- · 重要文化財赤神神社五社堂(男鹿市) 防災設備
- · 県指定有形文化財多宝院(能代市) 本堂土台等保存修理
- · 県指定有形文化財大国主神社(仙北市) 表門屋根修理
- ・重要文化財大山家住宅(三種町)ほか 12 件 防災設備等



環境整備が進む国特別史跡・大湯環状列石

柴田家板塀修景・岡田家門修景等

・史跡伊勢堂岱遺跡(北秋田市) 土地公有化

史跡の保全・整備・普及

·史跡秋田城跡(秋田市) 土地公有化

- ・史跡払田柵跡(大仙市) 土地公有化
- · 県指定史跡院内銀山跡(湯沢市) 環境整備計画策定
- ・県指定史跡本堂城跡(美郷町) 保存管理



史跡払田柵跡

名勝・天然記念物の保存・調査・環境整備

- ·名勝池田氏庭園(大仙市) 保存修理
- ・天然記念物角館のシダレザクラ(仙北市) 保存修理
- ・特別天然記念物カモシカ食害防除(秋田 市ほか)

防護網設置、忌避剤塗布等

・特別天然記念物カモシカ保護地域特別調査(南奥羽山系)

生息・環境等調査

・天然記念物象潟(にかほ市) 土地公有化

重要伝統的建造物群保存地区内重要建造物の修理

· 仙北市角館重要伝統的建造物群保存地区 (仙北市) このほか、地域の文化財の再発見のため、「秋田の宝・おらほの宝」事業では県内の庭園を調査し、『お宝発見ハンドブック名勝(庭園)編』を刊行しました。さらに地域の埋蔵文化財の一層の保存・活用を図るため、平成17年5月、旧男鹿高等学校に秋田県埋蔵文化財センター中央調査課男鹿整理収蔵室を開設し、出土した埋蔵文化財を保管するとともに、多くの県民にわかりやすく情報を提供する展示などを行っています。また、地域の文化財に親しんでもらうため、文化財探訪ツアー「秋田はまるごと博物館事業」を企画・実施しています。本県の歴史的環境を、文化財を通して体験することができます。

第5節 環境美化への取組

県では、住みやすく公園のように美しい秋田を目指して、市町村と連携し、県民参加型の美化運動の推進に取り組んでいます。

1 美しいふるさとづくり運動の気運の醸成(1)あきた・ビューティフル・サンデー

平成 14 年度から、4月第2日曜日を「あきた・ビューティフル・サンデー」、4月を「あきた・クリーン強調月間」と定め、雪解け後の身近な場所のクリーンアップを呼びかけています。

【平成 17 年度の参加者】

4/10(第2日曜日)	4月中					
約 63,300 人	約 115,200 人					

【平成 18 年度の参加者】

4/9(第2日曜日)	4月中
約 70,200 人	約 137,500 人

(2)ポイ捨て禁止条例普及啓発

平成13年4月から施行された「秋田県空き 缶等の散乱の防止に関する条例(通称:ポイ 捨て禁止条例)」に基づき、環境美化に対す る意識の啓発を図るため、啓発グッズの配布 等広報活動を行っています。

また、空き缶等散乱防止強調週間(5/30~6/5)やあきたエコ&リサイクルフェスティバルに合わせてポイ捨て防止キャンペーンを実施しました。



ポイ捨て防止キャンペーン

2 全県的な環境美化活動の輪づくり

(1)環境美化教育促進事業

児童生徒の環境美化に対する意識がより高まるよう、小中学校で実施するクリーンアップ活動に県職員が参加し、一体となって環境 美化活動に取り組んでいます。

【 平成 17 年度のクリーンアップ 】 12 校 (小学校 9 校、中学校 3 校)



大仙市立神宮寺小学校のクリーンアップ

(2) みんなでクリーンアップ作戦

県職員が地域貢献活動として、また、環境 美化のための率先行動として、年3回庁舎周 辺のクリーンアップを行っています。

また、「めざせ国体クリーンアップ作戦」 として、平成 19 年に開催される秋田わか杉国 体に向け、国体会場周辺や身近な地域のクリ ーンアップを呼びかけています。

【平成 17 年度のクリーンアップ】

- 5月30日ごみゼロの日クリーンアップ作戦
- ・各地域の夏祭りに合わせて実施日を設定 夏祭り直前クリーンアップ作戦
- ・9月 29日 めざせ国体クリーンアップ作戦

(3) あきたクリーンパートナー登録制度

県内で環境美化活動に取り組んでいる 5人以上の団体等(住民団体、町内会、学校、企業等)を「あきたクリーンパートナー」として登録し、清掃活動に必要な物品等を提供する制度を平成 18 年度から実施しています。